

仕 様 書

1 業務名 令和4年度 奈良市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託

2 目的

奈良市国民健康保険で、データを活用した効率的・効果的な特定健康診査受診勧奨通知並びに電話での勧奨を行うことにより、本市の特定健康診査の受診率の向上を図り、疾病予防・重症化予防をめざすことを目的とする。

3 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

4 対象者

奈良市国民健康保険被保険者のうち、奈良市が指定する12,000人程度

5 業務仕様

(1) 『奈良市国民健康保険特定健康診査受診勧奨通知』等発送業務

I 実施内容

本業務実施にあたり、発注者が受注者に提供する対象者データを基に、次に示す通知物を作成し、対象者に送付する。

【通知物 内訳】（各種約12,000件）

- ・事業の案内チラシ（コート紙、カラー印字、A4片面）
- ・「奈良市国民健康保険歯周疾患検診受診者負担金減額申請書兼請求書」（※別添）
- ・発送用封筒（角2白地）
- ・返信用封筒（長3白地）

詳細なスケジュール・各通知物のデザイン等については、別途、発注者と受注者間での協議とする。

(2) 電話勧奨業務

I 実施内容

- ① 電話受診勧奨対象者は、発注者の指示する約3,000人とする。
- ② 受注者は、業務を担当する従事者が、受診勧奨対象者に業務内容の説明等を適切に行うことができるよう、事前に対応内容を市と協議し、書面で受診勧奨マニュアルを作成し、発注者に提出すること。発注者と連携を密にし、指導に従うとともに、円滑な受診勧奨に努めること。
- ③ ①に対して、専門職（医師・保健師・看護師・管理栄養士等）が電話による受診勧奨を行う。奈良市けんしんパスポート紛失者には再発行希望を聴取する。また、生活習慣や健康に不安のある方に対しては、必要に応じて健康相談を行う。対象者毎に電話調査記録を作成し、勧奨終了時に集計表とともに、文書及び電子媒体で提出すること。また奈良市関係課（国保年金課、医療政策課、健康増進課、都祁保健センター等）から本市職員が問い合わせた際は、健康相談に対応した受注者の職員が直接応じること。
- ④ 架電について、架電者は健康相談を受けるにあたり、特定健診、その他検診についての

知識を有する必要があることから、複数年経験がある専門職（医師・保健師・看護師・管理栄養士等）により対応すること。また個人情報保護の観点から、自社内に専門職によるコールセンターが設置されていること。

- ⑤ 従事する職員については、資格を有することがわかる免許の写し等を発注者に提出すること。
- ⑥ 日時を変えて複数回勧奨を行うこと。また、不在者に対しては、対象者の活動時間に考慮し、土日や夜間に最低3回は勧奨を行うなど工夫すること。
- ⑦ 架電にはフリーダイヤルの番号を使用すること。また電話受診勧奨の開始前に市ホームページに掲載する必要があることから、電話番号を発注者へ報告すること。
- ⑧ 実施後に架電結果を集計し、とりまとめて報告すること。報告書等は文書のほか、MS office（またはcsv形式）で利用可能なデータで、電子媒体に記録して納品すること。
- ⑨ 勧奨時期の詳細なスケジュールについては、別途、発注者と受注者間での協議とする。

（3）報告書作成業務

I 受注者は過去の特定健康診査の受診履歴・結果データ等进行分析・検証し、報告書を作成し発注者に納品する。報告書等は文書のほか、MS office（またはcsv形式）で利用可能なデータで、電子媒体に記録して納品すること。

- ① 発注者は令和4年4月からの特定健康診査受診者データを提供し、受注者は事業実施による受診率の変化等について報告書を作成し、発注者に報告する。
- ② 前項の効果検証及び意向調査の分析結果を基に、次年度以降に実施すべき業務の有効な施策について、発注者に提案を行う。

6 提供するデータの内容

上記（1）、（2）、（3）の業務実施にあたり、発注者が受注者に提供するデータは、対象となる被保険者の氏名、カナ氏名、郵便番号、住所、電話番号、特定健康診査の受診履歴及び結果データとする。

なお、データ形式はExcel形式又はCSV形式とする。

その他業務実施にあたり必要なデータがある場合には、別途、発注者と受注者間で協議する。

7 その他

- （1）発注者が要請する緊急の連絡や協議等には、迅速に対処すること。
- （2）業務を実施するための個人情報の取り扱いについては、関係諸法令及び契約時に取り交わす別紙「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- （3）その他、仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者が協議して決めることとする。